令和６年中泊町教育委員会２月定例会会議録

日時　令和６年２月２０日（火）
　　　午前１１時１５分
場所　中泊町役場２階　委員会室２

【議事日程】

開会
1　会議録署名委員の決定
2　会期の決定
3　議案第６号　県費負担教職員の人事異動の内申について
4　議案第７号　中泊町社会教育指導員設置に関する規則の廃止について
5　議案第８号　中泊町就学援助費支給規則の一部改正について
6　議案第９号　中泊町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
7　議案第１０号　中泊町地域学校協働本部設置要綱の制定について
8　その他
閉会

【出席委員】

教育長　鈴木　信也、教育長職務代理者　宮越　寛、委員　佐井川　智道、
委員　東山　綾子、委員　角田　龍二

【欠席委員】

なし

【説明のため出席した職員】

教育課長　田中　綾人、課長補佐　宮越　敏宜、課長補佐　白崎　春樹、

【署名委員】

委員　宮越　寛、　委員　佐井川　智道

（午前１１時１５分　開会）

○教育長　定刻となりました。それでは、ただいまの出席委員数は５名です。定足数に達していますので、これより令和６年中泊町教育委員会２月定例会を開会します。

　本日の議事日程は、お手元に配付されているとおり、５議案、その他となっております。

　日程第１、「会議録署名委員の決定」を行います。会議録署名委員は、会議規則第２０条第３項の規定に基づき、宮越　寛　委員、佐井川　智道　委員を指名します。

　日程第２、「会期の決定」を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は、本日１日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○教育長　「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日１日と決定しました。

＜議案第６号＞

○教育長　これより「議事」に入ります。

　日程第３、議案第６号「県費負担教職員の人事異動の内申について」を議題にします。

――　中泊町教育委員会会議規則第１０条第３項の規定により非公開とする。非公開の会議録は、会議規則第２１条第２項の規定により別に作成する。　――

（議案第６号「県費負担教職員の人事異動の内申について」）

――　原案のとおり可決　――

＜議案第７号＞

○教育長　日程第４、議案第７号「中泊町社会教育指導員設置に関する規則の廃止について」を議題にします。

　事務局に説明を求めます。

○教育課長　議案第７号「中泊町社会教育指導員設置に関する規則の廃止について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

　社会教育指導員については、社会教育の振興を図る目的で従来置かれてきたもので

すが、その後、地域学校協働活動などの施策により社会教育施策が多様化し、それぞれの活動に推進員などが置かれることとなり、徐々に社会教育指導員設置の意義が薄れ、平成２０年度からは置かれていない状態となっております。当然ながら予算措置もなく、報酬支払いの根拠となる「中泊町報酬及び費用弁償に関する条例」においても規定がない状態となっていることから、令和２年度施行の地方公務員法の一部改正による特別職非常勤職員の任用厳格化においても当時の教育委員会が設置の必要性がないと判断していることがうかがえます。

この際、本規則の存在の意義はなくなったと判断し、その廃止についてお諮りするものであります。

以上、本議案のご説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○教育長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長　それでは議案第７号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○教育長　異議なしと認めます。したがって、議案第７号は、原案のとおり可決されました。

＜議案第８号＞

○教育長　日程第５、議案第８号「中泊町就学援助費支給規則の一部改正について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長　議案第８号「中泊町就学援助費支給規則の一部改正について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本規則は、学校教育法第１９条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行うために規定し、義務教育における機会の均等を保障するものとなっておりますが、その中で、新入学児童生徒の学用品費が入学前に支給されない、所得が前年の収入から計算されることにより経済的に苦しく給食費を滞納している世帯が救済されないなどの問題点が生じています。これらの問題点の改善を図るため、その改正についてお諮りするものです。

具体的には新旧対照表をご覧ください。第４条は支給対象者の規定ですが、各号に「又は新たに入学を予定している児童生徒の保護者」という規定を追加し、あわせて第１０条に第２項を追加し、入学前でも支給を可能とします。また第５条の認定基準では、第１項第１号に規定されている「学校給食費の滞納がない者とする」規定を削除し、経済的に苦しい保護者を援助できるようにしております。また、別表第２には各費目の支給時期が規定されておりますが、新入学児童生徒学用品費については従来「４月」となっていたものを、「入学前に申請のあった場合は３月、入学当初に申請のあった場合は４月」と改め、入学前の支給を可能としました。そのほか、細かな文言の調整を図っております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○教育長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長　それでは議案第８号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○教育長　異議なしと認めます。したがって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

<議案第９号～議案第１０号>

○教育長　日程第６、議案第９号「中泊町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」、日程第７、議案第１０号「中泊町地域学校協働活動本部設置要綱の制定について」ですが、関連がありますので日程第６及び第７を一括して議題とし、採決は議案ごとに行います。

事務局に説明を求めます。

○教育課長　議案第９号「中泊町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」、議案第１０号「中泊町地域学校協働本部設置要綱の制定について」関連がありますので一括してご説明いたします。議案書をご覧ください。

社会教育法第５条第２項において、地域学校協働活動は「地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施さ

れるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする」と地方自治体に措置を義務づけており、また同法第９条の７ではその活動を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱と職務について規定されていることから、提案の２つの要綱は、地域と学校が連携及び協働して、子どもたちの成長を軸とした学ぶ力を育むとともに、地域とのつながりを深めることで地域づくりを促進することを目的に制定するものであります。なお、従来、本推進員と本部は内規を根拠として置かれてきましたが、あらためて要綱として制定し、同活動の推進を図るものです。

具体的には、中泊町地域学校協働活動推進員設置要綱においては、第４条で推進員の定数を各学校１人とする規定のほか、第５条ではその資格、第６条では委嘱期間と解嘱、第７条では推進員の職務を規定し、中泊町地域学校協働本部設置要綱については、第２条で本部の名称と範囲、第３条では本部の所掌事務、第４条で本部の構成員などを規定しております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○教育長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長　議案第９号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○教育長　異議なしと認めます。したがいまして、議案第９号は、原案のとおり可決されました。

議案第１０号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○教育長　異議なしと認めます。したがいまして、議案第１０号は、原案のとおり可決されました。

＜その他＞

○教育長　日程第８、その他として、何かありますか。

①「町内小・中学校卒業式・入学式時の教育委員会からのメッセージ」について

・卒業式・入学式時の教育委員会からのメッセージの内容を確認

・各学校入学式への教育委員出席者の確認

○宮越課長補佐　３月の定例会は３月１８日（月）９：００を予定しています。

○教育長　他によろしいですか。

（なしの声あり）

○教育長　以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和６年中泊町教育委員会２月定例会を閉会します。

（午前１１時４０分　閉会）

署　名

中泊町教育委員会会議規則第２０条第３項の規定により、ここに署名する。

令和６年　　月　　日

教 育 長　　鈴 木 信 也

署名委員　　宮 越　 寛

署名委員　　佐井川　智 道

会議の書記

中泊町教育委員会

教育課課長補佐　宮 越 敏 宜